

◇大阪市重度障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

- 1 重度障がい者医療費助成を受けることができる資格の有無を判定する基準となる前年の所得の額及び判定の基準額に係る加算の対象を改めることにしました。
- 2 資格情報の確認方法を追加することにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行することにしました。

(福祉局生活福祉部保険年金課)